有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	チャームスイート新宿戸山
定員・室数	90 人 ・ 90 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付(一般型)
サ付登録の有無	無
居 住 の 権 利 形 態	利用権方式
利用料の支払方式	選択方式
入 居 時 の 要 件	混合型(自立除く)
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護(一般型)
居 室 区 分	定員 1 人
介護に関わる職員体制	2.5:1以上

1 事業主体

			-												
						法人等	の種別		苕	営利法人					
名					称	フリカ゛ナ	カブシキガイシャチャームケアコーポレーション								
						名 称	称 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション								
} +	5 Z T	丰 敦	ii. σ	所有	÷ 444	〒 5	30-0005								
土. /	_ ⟨J =	尹 1万	יי וכז	7 /7) 13	: JE										
連		糸	々		先	電 話	話 番 号 06-6445-3389								
连		形	Ħ		兀	ファック	ックス番号 06-6445-3398								
ホ	I	A	~	_	べ			http://	www.charm	<u>cc.jp</u>					
代	表	者	職	氏	名	役職名	代	表取締役	氏名	下村隆彦					
設	立	左	F	月	日			昭和	59年8月22	日					
主	な	lul v	į.	業	等	介護付有	料老人ホー料老人ホー	老人ホーム運営(特定施設入居者生活介護) 老人ホーム運営(訪問介護・通所介護・居宅介護支援)							

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	
7 / 155	回川妖	土な事業別の石が	/// 11.25
<居宅サービス>			
訪問介護	1	チャームヘルパーステーション経堂	東京都世田谷区宮坂3丁目6番10号
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	34	チャームスイート石神井公園	東京都練馬区高野台5丁目13-7
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	1	チャームヘルパーステーション経堂	東京都世田谷区宮坂3丁目6番10号
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	1	チャームケアプランセンター経堂	東京都世田谷区宮坂3丁目6番10号

<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーショ	ンなし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーショ	ンなし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介	護 32	チャームスイート石神井公園	東京都練馬区高野台5丁目13-7
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービ	ス>		
介護予防認知症対応型通所介	護なし		
介護予防小規模多機能型居宅介	護しなし		
介護予防認知症対応型共同生活介	護なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

名					称	フリカ゛ナ			Ŧ	ヤーム	スイー	トシンシ	゛ュク	トヤマ				
-μ					.lv1.	名 称			チャー	ーム	ス・	<u>1 —</u>	ト新	宿	≡μ	1		
所		在			地	〒 1	60-0022											
וכז		1工.			쁘		 東京都新宿区新宿7丁目26番48号											
,#:		(d)			4-	電 話	番 号				(03-5	292	-554	41			
連		絡			先	ファック	フる番号	号 03-5292-5540										
ホ	_	ム	~	_	ジ		https://w	ww.charm	cc.jp/h	ome	e/ch	narm	suite	e_sh	iηjι	ıkuto	yama/	
介:	護 保	険 事	業	所 番	号				第13	704	057	95号	÷					
管	理	者	職	氏	名	役職名	1	マーム長		J	モ名	ı				粂	智宏	
事	業別	月 始	年	月	日				平	成	27	年	9	月	1	日		
届	出	年		月	日		平 成 26 年 1 月 7 日											
届	出上。	の 開	設	年月	日				平	成	27	年	9	月	1	日		
Arts.	/⇒+/ : ≑n	ı R	±. 1	上江人	÷#:	新規指定學	年月日 (初	J回)	平	成	27	年	9	月	1	日		
村,	定施設	.八店	白白	比伯刀	丧	指定の有効	効期間		令	和	9	年	8 月	3	1	日	まで	i
介記	護予防					新規指定學	年月日 (初]回)	平	成	27	年	9	月	1	日		
特別	定施設	入居	者生	活介記	護	指定の有効	効期間		令	和	9	年	8 月	3	1	日	まで	i
事	業所	~ の	ア	クセ	ス	東京メトロ	口副都心線	!「東新宿.	」駅よ	り行	步	3分	个(糸	勺24	と0	− ŀ	・ル)	

施設・	設備	等の状況	况													
#4			Life	権利	形態	_	-	抵当村	雀	なし						
敷			地	面	積	2287.	59 m²									
				権利	形態	賃貸	借	抵当村	権	なし						
				延床	面積	4065.	62 m ²		うち有	育料老人	ホーム	公分 4	065. 62	m²		
				竣コ	1日				平 成	. 27 年	7 月	1 日	l			
建			物	階	数					也上	4	階	地下	1	階	
				咱	奴	うち有	料老人	ムーオ	分均	也上	4	階	地下	1	階	
				構造	耐	火建築	物	建築	物用途	区分		有料	4老人1	ィーム		
				併設加	設等	あり		([医療法人	真峰:	会 竹	の子歯	科)
賃金	学供書	契約の カ	概要	土地	. <u></u>	契約期間]	平成	27年8	月1日	~	숙	3和27年	F10月	31日	
	R 16 /	C /h3 v2	M X		, I	自動更新	f あ	IJ								
				階	定員	室数					面積					
				2階	1人	19			18	m²	~		18	m²		
				3階	1人	25			18	m²	~		18	m²		
居			室	4階	1人	25			18	m²	~		18	m²		
				5階	1人	21			18	m²	~		18	m²		
										m²	~			m²		
										m²	~			m²		
				階	定員	室数					面積					
_	時	介護	室							m²	\sim			m²		
				0階	0人	0			0	m²	~		0	m²		
					便所		全室を									
					洗面		全室を									
					浴 室	-	なし									
居 室	内	の設	備等		暖房設		全室を									
					話回		全室を			置各自、)
				テレビ	アンテ	ナ端子	全室を	9	(設	置各自、	、放送	契約と	料金貨	担も	各目)
.,		<i></i>														
共	同	便	所) 箇			1. >-	ملاء		(男女共)
共	同	浴	室		浴:		4- 1		谷槽:			機	械浴:		2	_
						の共用		(14K AF.	=111 6± 📥)
食			堂	兼		あり					機能	訓練室)
2.	D like a	л н н -	伝⇒几			の共用		(油电色	珊安	外 调 🖶	. +		Ш)
		り 共用 ミー タ		ありあり		2	<u>*コーナ</u> #	<u> </u>	建 康官	理至、	沆准至	、十つ	ナン	1민)
消	防		· 備				<u>幸</u> : あり	ık s	巛涌却	准置·	あい	マプ	11 シカ	ラー・	あ	LI
		2 出 岁		居室						1		_^_ あり	1	<u>ノー:</u> 玄:		-
彩	心門	- 山 ※	マ 単	冶主	•	めりり	便所:	-	ソソ		•	めかり	加工4×3	±.	めりり	

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及び	びその勤務	形態					
① 有料老人ホームの	職員の人数	数及びその	勤務形態				
職種実人数		勤	非常勤		合計	常勤換算	兼務状況 等
	専従	非専従	専従	非専従		人数	来伤从(A) 等
管理者 (施設長)	1				1人	1. 0	
生活相談員	1				1人	1. 0	
看護職員:直接雇用		1	3		4人	3. 5	内1名、機能訓練指導員と兼務
看護職員:派遣					0人	3. 5	内「右、域能訓練指導員と兼伤
介護職員:直接雇用	21		12		33人	29. 8	
介護職員:派遣			3		3人	29.0	
機能訓練指導員		1			1人	0. 1	看護職員と兼務
計画作成担当者	2				2人	2. 0	
栄養士					0人		外部委託
調理員					0人		外部委託
事務員					0人		
その他従業者					0人		
•	•	•	3 / 18 ペ-	ージ	. ,		

② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 40 時間

③-1 介護職員の資	·格						
近地延べ		·勤	非宜	常勤			
資格	専従	非専従	専従	非専従	1		
介護福祉士	8	21-4-W	3	21-4-W			
実務者研修	6		2		1		
介護職員初任者研修	12		8		<u> </u>		
	12		0		1		
介護支援専門員							
たん吸引等研修(不特定)					<u> </u>		
たん吸引等研修(特定)					/		
資格なし	2		5				
③-2 機能訓練指導	員の資格						
資格 延べ	常	勤	非常	常勤	<u> </u>		
人数	専従	非専従	専従	非専従			
理学療法士							
作業療法士					Ī		
言語聴覚士					Ī	,	
看護師又は准看護師		1			†		
柔道整復師					†		
あん摩マッサージ指圧師					† ,		
はり師又はきゅう師							
3-3 管理者 (施設		L 久			<u>/</u>		
③ - 3 F 達有 (施設④ 夜勤・宿直体制	.以 (7) 貝作	П	j		וונ	12、11世世上	
	、 →	ш-	19 時	20 /	~ 7	7 吐 20	Λ.
配置職員数が最も少		市					分 1 2 2 1
上記時間帯の職員面		V 2116 + - ·	介護職員	3 人.	以上	看護職員	
⑤ 特定施設入居者生					①と同	引じのため記。	入省略
職種 実人数		勤		常勤	合計	常勤換算	兼務状況
	専従	非専従	専従	非専従		人数	
生活相談員					0人		
看護職員					0人		
介護職員					0人		
機能訓練指導員					0人		
計画作成担当者					0人		
⑤-1 介護職員の資	格		1		نے اے 1 –	同じのため	記入省略
ZIT O'	r	·勤	非常	 常勤			
資格 人数	専従	非専従	専従	非専従	†		
介護福祉士	,,,,	,, ,, ,,	4,7~	, , , , ,	t		
実務者研修					1		
介護職員初任者研修			1		†		
					1		•
介護支援専門員					1		
たん吸引等研修(不特定)			-		1		
たん吸引等研修(特定)					/	7	
資格なし]		<u>/_</u>		
⑤-2 機能訓練指導	1		T	`	3) – 2 Ł	同じのため	記入省略
資格延べ	常	勤	非常	常勤	<u> </u>		
人数	専従	非専従	専従	非専従]		
理学療法士							
作業療法士					Ī		
言語聴覚士					Ī		
看護師又は准看護師					1		
柔道整復師					†		
あん摩マッサージ指圧師					† ,		
はり師又はきゅう師					/		
⑤-3 看護職員及び	 介誰職昌	L 1 人当たり	(党勘场气	<u> </u>	/ 		2.5 人
❷ 및 但晚概與及↓	川 咳帆貝・	・ハコにり	(市到))火	ル テーマンイリオ	1.口 致		2.0 八

従業者の職種別・	• 勤続年数別人数	(本:	事業所における	る勤続年数)

勤続	職種	看護	職員	介護	職員	生活村	目談員	機能訓練	東指導員	計画作品	戈担当者
年数	相联作里	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		0	1	3	6	0	0			1	
1年以上3年未活	苘	1	2	9	5	0	0	1			
3年以上5年未済	茜	0	0	3	0	0	0				
5年以上10年未済	茜	0	0	6	4	1	0			1	
10年以上											
合計		1	3	21	15	1	0	1	0	2	0

4 サービスの内容

食事の提供サー	ビス	あり (委託
		あり、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		あり
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	た、ご入居者の状態に応じて設定した。呼吸数の異常値など)発生時、各種デバ応じて居室を訪問し状態の確認及び必能がみられている際は、ライフリズム状態の確認及び必要なケアを提供します。 胃ろう 〇 (栄養剤の摂取支援、体調・胃ろう以外の経管栄養 △ (栄養剤の在宅酸素 〇 (体調管理)インスリン注射 〇 (体調管理,血糖値バルーン装着 〇 (体調管理, 集着箇	あり
• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		あり
	7.4.4.2777	あり
		あり
TCMTH I	(C),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	あり

金銭官埋サービ	A	なし
定期的な安否確 認の方法		ァアスタッフはヘルパーステーション内 引者の状態を確認することが可能です。 非に合致した状態(長時間トイレ滞在・心 スに通知されます。ケアスタッフは必要 なケアを提供します。ご入居者に体調の ざ⊛+Drだけではなく必要に応じて訪室し、
	インスリン注射 〇 (体調管理, 血糖値把 バルーン装着 〇 (体調管理, 装着箇所の ストーマ 〇 (体調管理, 装着箇所の清潔	取支援, 体調管理) 握) の清潔保持)

療機関との連携・協	力	
	名称	医療法人社団東京西双泉会 双泉会クリニックしんじゅく
	所在地	東京都新宿区北新宿四丁目11番13号 せらび新宿1F
協力医療機関(1)	協力の内容	〈診療科目〉 内科、循環器科、精神科、皮膚科、整形外科 〈医療機関までの距離〉 約1.7km 〈協力の内容〉 (1)ホーム内における定期健康相談及び訪問診療の実施 (2)ホーム内の往診の実施 (3)ホームでの死亡時の確認 (4)予防接種の実施 (5)定期健康診断の受け入れ (6)カンファレンスへの可能な範囲での参加および助言 ※医療費は自己負担です
	名称	独立行政法人 地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンター
	所在地	東京都新宿区百人町3-22-1
協力医療機関(2)	協力の内容	(1) 嘱託医紹介利用者及びホーム紹介利用者の入院の受け入 (2) 嘱託医紹介利用者の検査等の外来受診 (3) 入居前健康診断の受け入れ (4) 定期健康診断(人間ドック含む) の受け入れ
	名称	医療法人社団臨応会 ホームケアクリニック東京
	所在地	東京都目黒区碑文谷2-8-2
協力医療機関(3)	協力の内容	〈診療科目〉 内科、外科、整形外科、皮膚科 〈医療機関までの距離〉 約9km 〈協力の内容〉 (1)ホーム内における定期健康相談の実施 (2)ホーム内の往診の実施 (3)ホームでの死亡時の確認 (4)外来診療の受け入れ (5)予防接種の実施 (6)定期健康診断の受け入れ (7)カンファレンスへの可能な範囲での参加および助言 ※医療費は自己負担です
	名称 所在地	医療法人社団 真峰会 竹の子歯科 東京都目黒区自由が丘2-2-12 リバティコート橋本2階
協力歯科医療機関	協力の内容	<協力の内容> (1) 平常の歯科診療(口腔ケア)の訪問診療 (2) 緊急時の歯科診療(口腔ケア)の指示 (3) その他 ※医療費は自己負担です

個別機能訓練加算	なし			
夜間看護体制加算	あり			
看取り介護加算	あり(I)			
医療機関連携加算	あり			
認知症専門ケア加算	なし			
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅲ)			
介護職員処遇改善加算	あり(I)			
介護職員等特定処遇改善加算	あり(Ⅱ)			
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり			
入居継続支援加算	なし			
テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係)	なし			
生活機能向上連携加算	なし			
若年性認知症入居者受入加算	あり			
ADL維持等加算	あり			
科学的介護推進体制加算	あり			
口腔衛生管理体制加算	あり			
口腔・栄養スクリーニング加算	なし			
退院・退所時連携加算	あり			
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし			
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	可			
用者の個別的な選択によるサービス提供	あり			
営懇談会の開催	あり	(年	2	回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置				
費によるショートステイ事業	あり			

	年齢	原則として65歳以上の方(40歳以上の2号被保険者で特定疾病の認定者の方も可)						
	要介護度 要支援・要介護に該当する方							
入居の条件	医療的ケア	常時医療機関で治療をする必要のない方						
	認知症	自傷や他害の恐れのない方						
	その他	結核や疥癬など伝染する疾患のない方						
身元引受人等の条 件、義務等	履行の責を負②事業者と協	基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して 負う 品議し必要なときは入居者の身柄を引き取る E亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行う						
	利用期間	1泊2日~7泊8日						
体験入居	利用料金	1泊2日8, 250円(宿泊費・食費・介護サービス費含む)						
	その他							
入院時の契約の取扱 い	入院中におし 必要です。	・						

	•	むを得ず身体拘束 行う場合の手続	ア 「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たす状態であるかどうかについて関係する医師・看護師・職員等で検討します。 イ その結果、やむなく身体拘束を行う場合には、計画を立案し、身元引受人(家族)にホーム管理者から身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間等について説明し、同意書にサインを得ます。 ウ 身元引受人(家族)の意見・希望を伺い、経過を記録します。 エ 身体拘束中は観察を(直接ないし会話による)行い、経過を記録します。 オ 身体拘束を解除する場合は、理由を記録します。 カ 身体拘束を解除する場合は、解除理由を身元引受人(家族)に説明します。
	事除	業者からの契約解	(事業者からの契約解除) 第29条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第2項から第4項に規定した条件の下に、本契約を解除することがあります。 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、3ヶ月以上継続して支払わないとき 第3条第4項の規定に違反したとき 第20条の規定に違反したとき 第20条の規定に違反したとき 五 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫し た恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止する ことができないとき 六 入居者の心身の状況が、有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止する 範囲を超え、ホームでの生活継続が困難なとき 事業者は、入居者又はその家族・身元引受人・返還金受取人等による、事業者の役職員や他の入居者等に対するハラスメントにより、入居者との信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだときに、本契約を解除することがあります。 3 本条第1項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。 一 契約解除の通告について90日の予告期間をおく 1 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける 1 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する 4 本条第1項第五号及び第六号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続きを行います。 医師の意見を聴く 一定の観察期間をおく 1 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、本条前項までの定めに関わらず、催告することなく、本契約を解除することができます。 本契約第45条の各号の確約に反する事実が判明したとき 本契約第45条の各号の確約に反する事実が判明したとき 本契約第45条の各号の確約に反する事実が判明したとき 本契約第45条の各号の確約に反する事実が判明したとき 本契約第45条の各号の確約に反する事実が判明したとき エ 本契約第45条の各号の確約に反する事実が判明したとき エ 本契約第45条のとします。
要么	介護	き 時における居室の信	Eみ替えに関する事項
	Ī	時介護室への移動	なし
		判断基準・手続	
		利用料金の変更	
		前払金の調整	
		従前居室との仕様 の変更	
	そ	の他の居室への移動	あり
		判断基準・手続	(入居途中における居室移動) 第40条 事業者は、入居者に対して表題部記載の居室の変更を申し出ることがあります。その場合、事業者は以下の内容について予め説明し、入居者の同意を得て手続きを行うものとします。 一 変更後の部屋の情報及びこれに伴う月額料金の変更 二 通常の使用に伴い生じた居室の損耗をのぞき居室を原状回復する 2 入居者は、事業者に対して契約締結後料金プランの変更を申し出ることができます。ただし、前払金方式(プラン②または③)から月払い方式(プラン①)への変更及び、前払金方式プラン③から前払金方式プラン②への変更はできません。
		利用料金の変更	
		前払金の調整	なし
		削払金の調整 従前居室との仕様 の変更	なし
	4E -		
	[提]	携ホーム等への転居 	_ なし
		判断基準・手続	
		利用料金の変更	
]		前払金の調整	

	従前居室との仕様 の変更	
--	-----------------	--

苦情対応窓口											
窓口の名称	F 1	チャーム	スイ・	ート新宿	戸山	ホーム長					
電話番	号	03-5	2 9	2 – 5 5	4 1						
対応時	間	9:00	9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日除く)								
窓口の名称	ř 2	株式会社 チャーム・ケア・コーポレーション本部 お客様相談窓口 久乗									
電話番	号	フリーダ	イヤ	ル: 0120	— 453 -	-286					
対応時	間	10:00	~	17:00	(土・日	• 初	日除く)		
窓口の名称	13	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口担当係									
電話番	号	03-6238-	-0177								
対応時	間	9:00	~	17:00	(土・日	• 初	日除く)		
窓口の名称	ў 4										
電話番	号										
対応時	間		~		()		
賠償責任保険	の加入	あり		保険の	名称:	福祉事業者	総合	賠償責任保限	倹(三井 1	注友海上火	(災保険㈱)
利用者等の意	見を把握する	る体制、第	三者	による評	呼価の実	医施状況等					
アンケート	、調査、意見	箱等利用	者の意	意見等を	把握す	る取組		あり			
東京都福祉	上サービス第	三者評価	の実施	ħ.		なし	結	果の公表			
その他機関	目による第三	者評価の	実施	•		なし	結	果の公表		•	

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数 平均年齢:					87. 8	歳		入居	号者数台	: 情	:	89	9 人			
	年齢 介護度	自立	要	支援1	要	支援 2	要	介護 1	要	介護 2	要が	 護3	要介	護 4	要介	護 5
	6 5 歳未満			0	0			0		0		0		0		0
	65歳以上75歳未満			0	1		3	1			1		2		2	
	75歳以上85歳未満			0		2		3		2		1		2		2
	85歳以上		3			5		24		14		9		7		5
	合計	0	3			8		30		17		11		11		9
入	居継続期間別入居者数															
	入居期間	6月未	6月未満 6月以上 1年未満			1年以 5年未		5年以 10年未		10年以 15年未		15年以上		人上 合計		
	入居者数		12	1	10		42		25						89	
男	男女別入居者数		男性: 2		23	人	女性:		66 人		人					
入居率(一時的に不在となっ		ている	者を	と含む。)			99	%	(定員	にす	すする。	入居	者数)		
直	近1年間に退去した者の人	数と理	由													
	理由	人数							理	由				人数	Ţ	
	自宅・家族同居							り他の福 等へ転居	祉施	設・高歯	令者住	1				6
	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)へ転居						医療	紫機関へ	の入	院						1
	介護老人保健施設へ転居						死亡	-								13
	介護療養型医療施設へ転居						その	0他								
	他の有料老人ホームへ転居						退去者数合計					20				

6 利用料金

入	入居準備費用		なし		円
	明内細訳				
	支払日	・支払方	法		
	解約時	の返還			
敷	敷金		なし		
	金額			円	※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。

								(内訳)						
ププ 各料金の内訳・	プランの)名称	前	拉金	月額利用料	家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費				
	ラン①			0円	475, 980円	345, 000	62, 700	0	68, 280					
プ	ラン②		7, 3	350,000円	353, 480円	222, 500	62, 700	0	68, 280					
プ	ラン③		14, 7	700,000円	230, 980円	100, 000	62, 700	0	68, 280					
	前払金	+想定居住プラン③	主期間を 前払金 主期間を 亜の説明	を超えて契約 日額単価 を超えて契約 別)	(円)×想定月 的が継続する場 (円)×想定月 的が継続する場 家賃相当	島合に備え ^っ 居住期間(6	て受領する 60か月) て受領する	額により算						
料	建物賃借料及び近隣同種の施設等の家賃等を勘案し算出													
の内		月額:62.700円 事務管理部門の人件費・事務費、共用施設等の水光熱費及び維持管理費												
訳•	入居後、要介護認定において「自立」と判定された場合は、生活支援費として月額60 介護費用 (月額固定・税込)が必要です。													
/ •						※介 習	隻保険サー	ビスの自己	貝担倒は高	含まない。				
/ •	食費	1 軽軽す(食事をされる)	(8%)(の対象が キャンセ れない場	トとします アルする場合 場合は3日前	759 円 円 × 30E る飲食料品の (提供される食 合の取扱いにつ 前までにスタッ 上がるものとし	・夕食 日で積算 提供は、「 を事とは別い いて) ・フにお申り	759 円 朝食」です こ差額を請 し出ていた	間食 す。その他の 求する場合 だき、欠食	89 の食料品の差額を行 届を提出	円 の提供に 含みま くださ				
/ •		1 軽減減の食事をはれる。事を提供する。 食事を提供する はいました はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいま	(8%) (の対象が キャンセ れない場	2,276 の対象とな トとします zルする場合 場合は3日前 場合は召し_	円 × 30E る飲食料品の (提供される食 合の取扱いにつ 前までにスタッ	・夕食 日で積算 提供は、「 を事とは別い いて) ・フにお申り	759 円 朝食」です こ差額を請 し出ていた	間食 す。その他の 求する場合 だき、欠食	89 の食料品の差額を行 届を提出	円 の提供に 含みま くださ				

前	払金の取扱い	
	支払日・ 支払方法	事業者に対して以下の方法で支払う 原則入居予定日5日前までに下記銀行口座へ振込み みずほ銀行 梅田支店 普通預金 No. 1469966 口座名義: 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
	償却開始日	契約開始日(入居予定日)の翌日を償却起算日とします。
	返還対象としな	あり 前払金の30%
	い額	位置づけ 想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入居継続した入 居者の家賃等に充当
	契約終了時の返 還金の算定方式	・前払金償却期間内の場合(入居者の入居後、3ヶ月が経過し、想定入居期間が経過するまでの間に契約が解除等された場合): 前払金×償却部分の額の比率(前払金の70%)×(60月-経過月数※)/60月 ※償却起算日の属する月の翌月(償却起算日が1日の場合は当月)から経過した月末回数 (契約が解除等された日以降、想定入居期間が経過するまでの期間につき、日割計
		算により算出された家賃相当額を控除する方法と同義) ・入居金償却期間を超える場合:返還金はありませんが、前払金の追加徴収は行いません。
		期間:3か月 起算日:入居日の翌日
	退去含む)の返	老人福祉法第29条第8項及び老人福祉法施行規則第21条第2項第1号に基づいて、本契約第43条に定める目的施設の1日当たりの利用料は、プラン②2,850円、プラン③5,710円です。これは、前払金のうち返還対象部分を償却期間月数で割り、その額を30日で除した額です。 前払金÷償却期間月数÷30 ※10円未満切り捨て
	返還期限	契約終了日から 90 日以内
	保全措置	あり 保全先: 株式会社りそな銀行との信託契約
	その他留意事項	
月:	額利用料の取扱レ	
	支払日・ 支払方法	<入居時の支払> 原則入居予定日5日前までにホームが指定する銀行口座にお振込みいただきます。 <口座振替手続き完了後の支払い> 入居者または身元引受人に対し、毎月翌月8日頃に当月の利用料等の請求書を送付します。利用料の支払は前月分の利用実績により口座自動引落しとします。
	その他留意事項	

介護保険サービスの自己負担額

※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2~3割)を負担する。

(30日換算・自己負担1割の場合)

単位:円	
------	--

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援 1	69, 988	6, 999
要支援 2	116, 771	11, 678
要介護 1	202, 718	20, 272
要介護 2	226, 654	22, 666
要介護 3 252,040		25, 204
要介護 4	275, 246	27, 525
要介護 5	300, 273	30, 028

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり	要介護のみ
看取り介護加算	あり(I)	対象者のみ
医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅲ)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	あり	対象者のみ
ADL維持等加算	あり	
科学的介護推進体制加算	あり	
口腔衛生管理体制加算	あり	
口腔・栄養スクリーニング加算	なし	
退院·退所時連携加算	あり	対象者のみ
介護職員処遇改善加算	あり(I)	
介護職員等特定処遇改善加算	あり(Ⅱ)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料

一部有料 (サービスごとの料金は一覧表のとおり)

料金改定の手続

運営懇談会での意見を踏まえ決定します。

【料金プランの一例】 最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

7	プランの名称 プラン③						
				単位:円			
	入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料			
	0 0 14, 700, 000 230, 980						
	※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。						

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管 理 規 程	入居希望者に公開	財務諸表の原本	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	運営懇談会議事録開示

添付書類: 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	書及び一覧表 ・受け、理解しる		り各項目に	
署名	年	Ē.,	月 日	-

説明年月日			
	年	月	日
説明者職・氏症	名		
職			

介 護 サービス等の一覧表(参考様式)

区 分	·				· · · ·
い信的払金はは月額	区分	分	<u>立</u>)	(要支援、要: 	介護Ⅰ~V区分)
# 大		い(前払金又は月額	サービス(料金を表		
サービス				介護のサービスに■ 前払金又は月額利用	において外部の居宅サー ビス利用を原則とする
画園時 画園時 一 画園時 一 画園時 一 画園時 一 画園に対して実施 食事介助 少を受けたいて見ず リタは介助 少を受けたいて見ず リタは介助 少を受けたいて見ず リタは介助 少を付からてすか 少を付からでけっか 少をけんいて見ず リタは介助 小を受けたいて見ず リタは介助 小を受けたいて見ず リタは介助 一 画を受けたいて見ず リタは介助 一 画園時休人沿時 一 画園時 一 一 画面時 一 一 画面 一 一 回面 一 回面 一 一 回面	サービス				サービスに▲
※回 夜間	<介護サービス>				
	巡回 日中		-		-
世界の			-		-
# 連介的 への誘導・見守り・介			-		-
おむつ交換 ■必要に応じて随時 -	排泄介助	への誘導・見守り・介	-		-
おむつ代 実費 一 実費 一 実費 大浴(一般浴)介助 単予定に沿って(2回/ 週)	おむつ交換	■必要に応じて随時	-	■必要に応じて随時	-
満拭	おむつ代	-	実費	-	実費
清拭 ■随時(未入浴時) - ■随時(未入浴時) - 特溶介助 ■予定に沿って - ■予定に沿って - ■予定に沿って - ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	入浴(一般浴)介助		-		-
身辺介助 ■必要に応じて随時 - ■必要に応じて随時 - ・居室からの移動 ■必要に応じて随時 - ■随時 - ・去類の着脱 ■必要に応じて随時 - ■随時 - ・身だしなみ介助 ■必要に応じて随時 - ■随時 - ・場だしなみ介助 ■必要に応じて随時 - ■随時 - ・場だしなみ介助 ■必要に応じて性活 リハビリ - ■必要に応じて注活 リハビリ - - ・場所の助 ■ 心要に応じて生活 リハビリ - ■必要に応じて リハビリ - - ・場所の助 ■ 心事に応じ名 - ■随時(予約制) - ・コール対応 ■ 24時間対応 - ■ 24時間対応 - ・生活サービス> ■ 週=1回 - ■ 週=2回 - 日常の洗濯 - - ■ 週=2回 - 日常の洗濯 - - ■ 必要に応じて - 日常の洗濯 - - ■ 必要に応じ - 日常の洗濯 - - ■ 必要に応じ - 日常の洗濯 - - ■ 必要に応じ - 日常の洗濯<	清拭		-		-
・休位交換	特浴介助	■予定に沿って	-	■予定に沿って	-
・・	身辺介助	■必要に応じて随時	-	■必要に応じて随時	-
・会類の着脱 ■必要に応じて随時 - ■随時 - ・身だしなみ介助 ■必要に応じて生活 リハビリ 通院介助 (協力医療機関) ■必要に応じて生活 リハビリ 画随時(予約制) - ■必要に応じて生活 リハビリ 画随時(予約制) - 通院介助 (上記以外) - 30分=1,650円 - 30分=1,650F 緊急時対応 - ■24時間対応 - - オンコール対応 ■24時間対応 - ■24時間対応 - く生活サービス> ■週=2回 - ■24時間対応 - はまる情報 ■週=2回 - ■週=1回 - 日常の洗濯 -	•体位交換	■必要に応じて随時	-	■随時	_
・身だしなみ介助	・居室からの移動	■必要に応じて随時	-	■随時	-
機能訓練 ■必要に応じて生活 - ■必要に応じて生活 - 可応行助 (協力医療機関) 画随時(予約制) - ■随時(予約制) - 可応介助 (上記以外) - 30分=1,650円 - 30分=1,650円 - 30分=1,650円 - 30分=1,650円 - 30分=1,650円 - 30分=1,650円 - 10月日	・衣類の着脱		-	■随時	-
個別	・身だしなみ介助		-		-
(協力医療機関) ■随時(予約制) - ■随時(予約制) - □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			-		-
(上記以外) - 30分=1,650円 - 30分=1,650円 - 30分=1,650円 - 30分=1,650円 - - 30分=1,650円 -	(協力医療機関)	■随時(予約制)	-	■随時(予約制)	-
### ### ### ### #####################		-		-	30分=1,650円
<生活サービス> ■週=2回 - ■週=2回 - リネン交換 ■週=1回 - ■週=1回 - 日常の洗濯 - - - - - 居室配膳・下膳 ■必要に応じて - ●必要に応じて - - 別途食材を用意すがある場合は差 - 別途食材を用意すがある場合は差 おおもつ 1回/日 1回付用 1回/日 1回/日 1回/日 1回/日 1回/日 1回/日 1回/日 1回/日 1回付用	緊急時対応	■24時間対応	-	■24時間対応	-
居室清掃 ■週=2回 - ■週=2回 - リネン交換 ■週=1回 - ■週=1回 - 日常の洗濯 居室配膳・下膳 ■必要に応じて - ■必要に応じて - 嗜好に応じた特別食 - 必要がある場合は差 - 別途食材を用意すがある場合は差おやつ 1回/日 1回/日 1回/日 理美容 - 月=1回程度業者指定料金 - 月=1回程度域) - ■随時(予約制) - ■随時(予約制) - ■の分=1,650f 域) 30分=1,650f	オンコール対応	■24時間対応	-	■24時間対応	-
リネン交換 ■週=1回 - ■週=1回 - 日常の洗濯 - - - - - 居室配膳・下膳 ■必要に応じて - ■必要に応じて - 嗜好に応じた特別食 - 必要がある場合は差 - 別途食材を用意すがある場合は差 おやつ 1回/日 1回/日 1回/日 理美容 - 月=1回程度業者指定料金 - 月=1回程度業者指定料金 域) ■随時(予約制) - ■随時(予約制) - 買物代行(上記以外の区域) - - 30分=1,650f	<生活サービス>				
日常の洗濯	居室清掃	■週=2回	-	■週=2回	-
居室配膳・下膳	リネン交換	■週=1回	-	■週=1回	-
嗜好に応じた特別食 - 必要がある場合は差 - 別途食材を用意すがある場合は差 おやつ 1回/日 1回/日 1回/日 理美容 - 月=1回程度 業者指定料金 - 第4指定料金 賞物代行(通常の利用区 域) ■ 随時(予約制) - ■ 随時(予約制) - ■ 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 10	日常の洗濯	-	-	-	-
嗜好に応じた特別食 - 必要がある場合は差 - がある場合は差 おやつ 1回/日 1回/日 1回/日 1回/日 1回/日 理美容 - 月=1回程度 業者指定料金 - 第4指定料金	居室配膳•下膳	■必要に応じて	-	■必要に応じて	-
理美容 - 月=1回程度 業者指定料金 - 月=1回程度 業者指定料金 - 素者指定料金 域) - ■随時(予約制) - ■随時(予約制) - 買物代行(上記以外の区 30分=1,650F	嗜好に応じた特別食	_	必要がある場合は差	-	別途食材を用意する必要 がある場合は差額分
理美谷 - 業者指定料金 - 業者指定料金 買物代行(通常の利用区域) ■随時(予約制) - ■随時(予約制) - 買物代行(上記以外の区域) - - - 30分=1,650日	おやつ	1回/日		1回/日	
買物代行(通常の利用区 域) ■ 随時(予約制) - ■ 随時(予約制) - 買物代行(上記以外の区 30分=1,650F		_		_	月=1回程度 業者指定料金
域) 30分-1,650円	域)	■随時(予約制)	-	■随時(予約制)	-
		-	-	-	30分=1,650円
		■随時(予約制)	-	■随時(予約制)	-
金銭管理サービス	金銭管理サービス	-	-	_	-

Α					
区分	(自 立)		(要支援、要介護 I ~ V 区分)		
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料に含む)サー		追加料金が発生しないもの	その都度徴収するサービス(料金を表示)	
	ビスにO		介護のサービスに■ 前払金又は月額利用	住宅型有料老人ホーム において外部の居宅サー ビス利用を原則とする	
サービス			料に含むサービスに 〇	サービスに▲	
<健康管理サービス>					
定期健康診断	-	年2回	-	年2回	
健康相談	■必要に応じ随時(看 護師による)	-	■必要に応じ随時(看 護師による)	-	
生活指導・栄養指導	■必要に応じ随時	-	■必要に応じ随時	-	
服薬支援	■必要に応じ随時	-	■必要に応じ随時	-	
生活リスムの記録(排便・睡 眠等)	■随時	-	■随時	-	
医師の訪問診療	-	医療保険対応	-	医療保険対応	
医師の往診	-	医療保険対応	-	医療保険対応	
<入退院時、入院中のサー ビス>					
移送サービス	■必要に応じ随時	-	■必要に応じ随時	-	
入退院時の同行(協力医療 機関)	■必要に応じ随時	-	■必要に応じ随時	-	
入退院時の同行(上記以 外)	-	30分=1,650円	-	30分=1,650円	
入院中の洗濯物交換・買物	-	-	-	-	
入院中の見舞い訪問	-	-	-	-	
<その他サービス>	生活支援費 66,000円/月				

注記:原則として、下記のシステムを利用して見守りを行います。 非接触型センサーを用いた見守りシステム(ライフリズムナビ®+Dr)はご入居者の、ベッド上での①睡眠②体動③離床④心拍数⑤呼吸数⑥室内温湿度⑦トイレ入退室を把握することができるシステムです。ライフリズムナビ®+Drはケアスタッフが携帯している、タブレット、スマートフォンスは、ヘルパーステーションに設置しているPC(パフェンと連動しており、ケアスタッフが ではヘルパーステーション内やホーム内移動中にも所定画面で随時ご入居者の状態を確認することが可能です。また、ご入居者の状態に応じて設定した条件に合致した状態(長時間トイレ滞在・心拍呼吸数の異常値など)発生時、各種デバイスに通知されます。ケアスタッフは必要に応じて居室を訪問し状態の確認及び必要なケアを提供します。ご入居者に体調の変化が みられている際は、ライフリズムナビ®+Drだけではなく必要に応じて訪室し、状態の確認及び必要なケアを提供します。

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	指針項目		該当に	0	備考	
安	定的・継続的な居住の確保のための項目					
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵 当権が設定されていないか。	適合		不適合		0
	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	適合	不 ・ 適 合	非 ・ 該 当		0
緊	急時の安全確保のための項目					
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築 基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されて いるか。	合		不適合		0
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合	•	不適合		0
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	適合	•	不 適 合		0
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	適合	不 ・ 適 合	非 ・ 該 当		0
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合		不適合		0
入	居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目					
8	各居室は界壁により区分されているか。	適合		不適合		0
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合	•	不適合		0
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親 等以内の親族を対象)であるか。	適合		不適合		0
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供し ているか。	適合		不適合		0
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録 を作成することが決められているか。	〇 適合		不適合		0
入	居者の財産を保全するための項目					
13	前払金について、規定された保全措置を講じている か。	適合	不 · 適 合	非 • 該 当	保全先:株式会社りそな銀行との信託契約	_
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	○ 不適合	非 ・ 該 当	初期償却率:30%	
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	O 適合	不 • 適 合	非 · 該 当		0

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。